

仙台市G I G Aスクール推進協議会設置要綱

(令和3年2月26日 教育長決裁)

(目的)

第1条 個別最適な学び、協働的な学びを一体的に充実させながら探究的な学習を推進し、情報活用能力や自らの学びを調整し、学び続けることのできる児童生徒の育成を目指し、学びの質を向上させるため、本市の学校教育の情報化の在り方等を検討するため、仙台市G I G Aスクール推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 情報活用能力の育成に関する事
- (2) 効果的な端末活用の推進
- (3) 端末活用における課題の把握と対策の検討
- (4) 情報セキュリティに関する事
- (5) 情報モラルに関する事
- (6) その他ICTを活用した教育に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、学識経験者、仙台市小学校長会、仙台市中学校長会、仙台市高等学校長会、仙台市PTA協議会、市立高等学校・中等教育学校後期課程PTA関係者のうちから、教育長が委嘱し、または任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命を受けた年度の末日までとし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第5条 協議会の議事を審議する上で特に必要があると認められる場合は、委員のほかにアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、学識経験者、市立学校関係者等のうちから教育長が委嘱し、または任命する。
- 3 アドバイザーの任期は、委嘱または任命を受けた年度の末日までとし、再任は妨げない。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 会長は、必要と認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議を招集せず、委員への持回りにより議事を進めることができる。

(部会)

第 8 条 協議会に、具体的施策の検討、専門的事項の研究等のため、「教育の情報化推進部会」及び「家庭の情報モラル推進部会」の 2 つの部会を置く。

2 「教育の情報化推進部会」は、下記に掲げる委員をもって構成する。

(1) 仙台市立小中学校、高等学校、中等教育学校職員のうちから、教育長が任命する者

(2) 別表 1 に掲げる教育委員会事務局関係課公所の職員

3 「家庭の情報モラル推進部会」は、下記に掲げる委員をもって構成する。

(1) 仙台市立小中学校 PTA 会員のうちから、教育長が委嘱する者

(2) 別表 2 に掲げる教育委員会事務局関係課室公所の職員

4 前条第 3 項の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、学校教育部教育指導課が行う。

2 「教育の情報化推進部会」の庶務は、学校教育部教育指導課が行う。

3 「家庭の情報モラル推進部会」の庶務は、別表 2 に掲げる課室公所のいずれかが行う。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

仙台市情報モラル教育推進協議会設置要綱（平成 27 年 3 月 19 日 教育長決裁）は、廃止する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日改正）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1 (第 8 条第 2 項第 2 号関係)

教育の情報化推進部会

課公所名
教育指導課
教育センター

別表 2 (第 8 条第 3 項第 2 号関係)

家庭の情報モラル推進部会

課室公所名
教育相談課
学びの連携推進室
教育センター
生涯学習課